

○東京藝術大学職員給与規則

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正	平成17年4月1日	平成17年7月21日
	平成17年12月15日	平成18年3月31日
	平成19年3月28日	平成20年1月29日
	平成20年3月27日	平成20年10月17日
	平成20年12月22日	平成21年3月30日
	平成21年6月25日	平成21年12月1日
	平成22年3月30日	平成22年12月1日
	平成23年3月29日	平成23年7月8日
	平成24年3月30日	平成24年6月29日
	平成25年10月24日	平成25年12月19日
	平成26年3月27日	平成26年9月18日
	平成26年10月24日	平成26年11月20日
	平成27年3月19日	平成27年5月14日
	平成28年3月3日	平成28年3月24日
	平成28年10月27日	平成29年3月2日
	平成29年3月23日	平成30年3月15日
	平成31年3月20日	令和2年3月26日
	令和2年10月29日	令和3年3月18日
	令和4年6月23日	令和5年3月16日
	令和5年6月22日	令和5年10月26日
	令和6年3月28日	令和6年7月18日
	令和7年3月27日	令和8年3月26日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、東京藝術大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第30条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類、計算期間及び支給日)

第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表のとおりとする。

給与の種類	給与の計算期間	給与支給日
(1) 俸給	一の月の初日から末日まで	その月の20日（ただし、その日が土曜日、日曜日及び東京藝術大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「勤務時間等規則」という。）第17条に規定する休日に当たる場合は、順次、前日、前々日、翌日、前々前日とする。）
(2) 諸手当 大学院調整額 管理職手当 初任給調整手当 扶養手当 地域手当 住居手当 単身赴任手当 主幹教諭手当 義務教育等教員特別手当 教職調整額		

教員特殊業務手当 教育実習等指導手当 教育業務連絡指導手当 超過勤務手当 休日給 管理職員特別勤務手当 夜勤手当	一の月の初日から末日まで	翌月の20日（ただし、その日が土曜日、日曜日及び勤務時間等規則第17条に規定する休日に当たる場合は、順次、前日、前々日、翌日、前々前日とする。）
期末手当 勤勉手当 特別顕彰手当		6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日とする。）
受託等業務手当		学長が支給を決定した日の属する月の翌月の20日（ただし、その日が土曜日、日曜日及び勤務時間等規則第17条に規定する休日にあたる場合は、順次、前日、前々日、翌日、前々前日とする。）
通勤手当		支給単位期間（6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間）に係る最初の月の20日（ただし、その日が土曜日、日曜日及び勤務時間等規則第17条に規定する休日に当たる場合は、順次、前日、前々日、翌日、前々前日とする。）

（給与の支払）

第3条 職員の給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条に基づく協定に定めるものは、これを控除して支払うことができるものとする。

2 前項の給与は、原則として、職員の預貯金口座に所要金額を振込むことによって支払う。

3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

（日割計算等）

第4条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給する。俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日まで俸給を支給する。

3 前項にかかわらず、職員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、俸給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外るとき、又はその月の末日まで支給するとき以外るとき

は、その給与額は、その月の現日数から勤務時間等規則第15条に規定する週休日及び同規則第17条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前項の規定は、大学院調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、主幹教諭手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の支給について準用する。

(給与の即時払)

第5条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、第2条の規定にかかわらず速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りでない。

(1) 退職し、又は解雇されたとき

(2) 本人が死亡したとき

(非常時払)

第6条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人から請求があったときは、第2条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与を速やかに支払う。

(1) 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき

(2) 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき

(3) 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき

(4) その他特に必要と認めたとき

勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第21条、第33条から第34条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び大学院調整額の月額並びにこれらに対する地域手当の月額、管理職手当、初任給調整手当、主幹教諭手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の月額の合計額の12箇月分をその年度における勤務時間等規則第21条の適用を受けない職員の所定勤務時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第33条及び第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、教員特殊業務手当(第30条第1項第1号に規定する業務に限る。)、教育実習等指導手当又は教育業務連絡指導手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を一日の所定勤務時間数で除した額)を、前項の規定による額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第33条から第34条の2までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときには、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときには、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 俸給

(俸給)

第10条 俸給は俸給表に定める級号俸と俸給月額により支給する。

(俸給表の種類)

第11条 俸給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般職俸給表 (別表第1)

イ 一般職俸給表 (一)

ロ 一般職俸給表 (二)

(2) 教育職俸給表 (別表第2)

イ 教育職俸給表 (一)

ロ 教育職俸給表 (二)

(3) 医療職俸給表 (別表第3)

(4) 指定職俸給表 (別表第4)

(短時間勤務制職員の給与)

第11条の2 勤務時間等規則第21条に規定する短時間勤務制を適用した職員(以下「短時間勤務制職員」という。)の毎月の給与額は、俸給、大学院調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当(俸給、大学院調整額、管理職手当、扶養手当及び教職調整額の月額合計額に第26条第1項に規定する支給割合を乗じて得た額とする)、主幹教諭手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の月額の合計額の12箇月分をその年度における勤務時間等規則第21条の適用を受けない職員の所定勤務時間数で除して得た勤務1時間当たりの給与額に当該短時間勤務制職員のその月の総勤務時間数を乗じて得た額並びに扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の月額合計額とする。

2 第21条及び第33条から第34条の2までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第7条の規定を適用する。ただし、第33条及び第34条の場合において、所定勤務時間を超えない勤務に対する勤務1時間当たりの給与額は、前項に規定する勤務1時間当たりの給与額とする。

(初任給)

第12条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。

(昇格)

第13条 従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。

(降格)

第14条 就業規則第11条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第15条 職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、決定する。

(俸給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第16条 職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその

者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(昇給)

第17条 職員(指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。)の昇給は、昇給日前の9月30日以前の1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。この場合において、当該期間の末日の翌日から昇給日の前日までの間に就業規則第43条の規定による懲戒処分及び同規則第45条に規定する訓告等を受けたときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

2 職員の昇給区分は、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給の区分に決定する。

(1) 勤務成績が特に良好である職員

イ 勤務成績が極めて良好である職員 A

ロ イに掲げる職員以外の職員 B

(2) 勤務成績が良好である職員 C

(3) 勤務成績がやや良好でない職員 D

(4) 勤務成績が良好でない職員 E

3 職員を昇給させる場合の号俸数は、前項に定める当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)に応じて別表第7に定める号俸数とする。この場合において、号俸数が零となる職員は、昇給しない。

4 職員は、60歳(用務員にあつては、63歳)に達した日の属する年度の翌年度以降は、前項の規定にかかわらず、昇給しない。

5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

6 前5項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(昇給日)

第18条 前条の規定による昇給日は、1月1日とする。

(特別の場合の昇給)

第19条 勤務成績が良好である職員について特に必要があると認められる場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日に、第17条第1項及び第2項を準用して昇給させることができる。

(1) 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合 当該危篤又は当該著しい障害の状態となった日

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 学長が定める日

第3章 給与の特例

(休職者の給与)

第20条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第14条第1項第1号の規定による休職(以下この条において「病気休職」という。)にされたときは、その休職の期間中、給与の全額(労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第14条による休業補償給付を受ける額に相当する額を除く額)を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり病気休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、教職調整額及び期末手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ100分の80を支給することができる。ただし、東京藝術大学教員の採用等に関する規則（以下「教員採用等規則」という。）第6条第2項の規定による休職の期間にあっては、その期間中、給与の全額を支給する。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、俸給等の100分の80を支給することができる。
- 4 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第14条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等（期末手当を除く。）の100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第14条第1項第3号及び同項第4号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内を支給することができる。
- 6 職員が就業規則第14条第1項第6号の規定による派遣休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の100以内を支給することができる。
- 7 職員が就業規則第14条第1項第8号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内（業務上の災害若しくは労災保険法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内）を支給することができる。
- 8 休職にされた職員には、他の規則に別段の定めがない限り、前7項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

（給与の減額）

第21条 職員が勤務しないときには、勤務時間等規則第22条に規定する休暇、就業規則第33条の規定により職務専念義務を免除された場合又は東京藝術大学安全管理規則第36条第1項に規定する就業禁止の措置の期間を除き、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、その勤務しない時間数を乗じて得た額を減ずる。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患の場合にあっては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給及び教職調整額の半額を減ずる。

（年俸制の適用）

第21条の2 国内外において、高度の専門的学識又は技能を有する者で、本学において教育研究等に従事する教員の給与その他特に必要と認める者の給与については、この規則にかかわらず、年俸制を適用できるものとし、その実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 就業規則第54条第1項に定める職務限定職員については、この規則にかかわらず、年俸制を適用できるものとし、その実施に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 諸手当

(大学院調整額)

第22条 俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき認めるときは、その特殊性に基づき、適正な調整を行う。

2 前項の規定により俸給の調整を行う職は、次の表の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる大学院担当教員の占める職とする。

勤務箇所	職員	調整数
大学院研究科	(1) 教授及び准教授のうち、博士課程を担当する者で、主任として4人以上の学生（博士後期課程の学生に限る。）に対する研究指導に従事し、かつ、講義等を年度を通じて2単位以上担当するもの	3
	(2) 教授、准教授及び講師のうち、博士課程を担当する者で、次のいずれかに該当する者 イ 基礎講座等に配置されている者で、主任として学生に対する研究指導に従事する者 ロ 基礎講座等に配置されている者で、講義等を年度を通じて2単位以上担当する者 ハ 大学院研究科に配置されている者又は講座等の教員に適任者が得られない等のため他の教員組織から担当を命ぜられている者で、主任として学生に対する研究指導に従事し、かつ、講義等を年度を通じて2単位以上担当する者 ニ 大学院研究科に配置されている者又は講座等の教員に適任者が得られない等のため他の教員組織から担当を命ぜられている者で、講義等を年度を通じて4単位以上担当する者	2
	(3) 教授、准教授及び講師のうち、修士課程を担当する者で、(2)のイからニのいずれかに該当する者	1
	(4) 大学院研究科に在学する学生の指導に従事する助教で、学長が別に定める者	

3 職員の大学院調整額は、当該職員に適用される俸給表及び職務の級に応じて次の表に掲げる調整基本額にその者にかかる前項に定める表に定める調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

教育職俸給表（一）

職務の級	調整基本額
1級	9,000円。
2級	10,500円。
3級	11,900円

4 級	12,700円
5 級	15,000円
6 級	16,300円

4 次の各号に掲げる場合については、大学院調整額の支給を停止する。

(1) 休職、停職または派遣により職務に従事しない場合

(2) 外国出張、病気休暇及び長期研修（以下「外国出張等」という。）により引き続き90日を超えた場合

5 前項第2号の規定にかかわらず、年度の初めから当該年度の末日まで外国出張等の場合は、当該年度の初めから末日まで、大学院調整額を支給しない。

(管理職手当)

第23条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職を占める職員に支給する。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 管理職手当の月額を、次の表に掲げる適用区分に応じた支給額とする。ただし、前項に規定する職員が次の表に掲げる職名に二以上該当する場合は、適用区分に応じた支給額のうち、最も高い支給額で支給し、その他の管理職手当は支給しない。

適用区分	支給額	職 名
I 種	130,000円	美術学部長、音楽学部長
II 種	100,000円	事務局長
III 種	80,000円	副学長、映像研究科長、附属図書館長、学長特命
IV 種	60,000円	大学美術館長、演奏芸術センター長、社会連携センター長、国際芸術創造研究科長、藝大アートプラザ所長、附属音楽高等学校長、学長特別補佐
	50,000円	企画総務課長、人事労務課長、財務会計課長、社会連携課長、学生課長、施設課長、担当課長、美術学部事務長、音楽学部事務長、映像研究科事務長
V 種	40,000円	未来創造継承センター長、言語・音声トレーニングセンター長、芸術情報センター長、副学部長、大学美術館副館長、附属音楽高等学校副校長、経営改革プロジェクト課長、千住校地事務センター事務長、参事役、図書館情報課長、大学美術館事務長

3 前項に規定する管理職手当の月額は、勤務が深夜に及んだ場合における割増賃金相当額を含むものとする。

(初任給調整手当)

第24条 医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められた職に新たに採用された職員（教育職俸給表（一）の適用を受ける職員であって、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証を有するものに限る。）には、月額52,100円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整

手当として支給する。

- 2 在職する職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった職員で医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。
- 3 初任給調整手当の月額、採用の日又は前項に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた人事院規則9-34（初任給調整手当）別表に掲げる額とする。この場合において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は前項に規定する職員となった日までの期間が4年（医師法に規定する臨床研修を経た場合にあっては6年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は前項に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。
- 4 初任給調整手当を支給されている職員が就業規則第14条の規定に該当して休職にされた場合における当該職員に対する人事院規則9-34（初任給調整手当）別表の適用については、当該休職の期間（第20条第1項及び教員採用等規則第6条第2項及び同条第3項の規定により給与の全額を支給されることとなる期間を除く。）は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。
- 5 第1項又は第2項に規定する職員となった者のうち、これら職員となった日前にこの規則による初任給調整手当、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）に規定する初任給調整手当及び他の法人等において支給するこれに相当するものと認められた手当（以下この項において「初任給調整手当等」という。）を支給されていたことのある者で第3項の規による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当等を支給されていた期間相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

（扶養手当）

第25条 扶養手当は、扶養親族のある職員（指定職俸給表の適用を受ける者を除く。）に対して支給する。ただし、一般職俸給表（一）9級以上及び教育職俸給表（一）6級の適用を受ける者に対しては、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、支給しない。

- 2 前項に定める扶養親族は、次の表の対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、扶養手当の月額、同表に定める額の合計額とする。

対象者	手当額
第1号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき13,000円
第2号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	6,500円（一般職俸給表（一）8級の適用を受ける職員及び教育職俸給表（一）5級の適
第3号 満60歳以上の父母及び祖父母	

第4号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	用を受ける職員にあっては、3,500円)
第5号 重度心身障害者（終身労務に就けない程度の者）	

3 扶養親族となる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額を、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（地域手当）

第26条 地域手当は、賃金、物価及び生計費等が特に高い地域並びにこれらの地域に所在する勤務箇所と教育研究上密接な関係がある他の地域に所在する勤務箇所、次の表の支給地域欄に掲げる地域に在勤する職員に支給する。

都道府県	支給地域	支給割合
茨城県	取手市	100分の17
東京都	特別区	100分の17
神奈川県	横浜市	100分の17
奈良県	奈良市	100分の8

2 地域手当の月額は、俸給、大学院調整額、管理職手当、教職調整額及び扶養手当の月額の合計額に、前項に定める表の支給地域に応じて、それぞれ支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

3 職員が在勤する地域を異にして異動した場合において、異動後の地域に係る地域手当の支給割合（以下「異動後の支給割合」という。）が、当該異動前の地域に係る地域手当の支給割合（以下「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるときは、異動の日から3年間、異動前の支給割合による地域手当を支給する。ただし、異動の日以後に第1項に規定する支給割合が改定された場合にあつては、改定の日における異動後の支給割合が異動の日の前日における異動前の支給割合に達しないこととなるときは、改定の日以後における地域手当の支給割合は、異動の日の前日における異動前の支給割合とする。

4 給与法の適用を受ける国家公務員、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に定める特定独立行政法人の職員、地方公務員若しくは国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等の職員その他これに準ずる職員であつた者が、引き続き本学の職員となった場合において、採用の事情等を考慮して必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、別に定める支給割合により当該職員に地域手当を支給することができる。

（住居手当）

第27条 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし、手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号及び第2号に定める額の合計額）とする。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

職員の区分	手当額	
第1号 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第2号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（本学、他の法人等及び国の機関により宿舍を貸与されている職員その他別に定める職員を除く。）	次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額	
	イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から16,000円を控除した額
	ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員	家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）に11,000円を加算した額
第2号 第29条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住される職員で、配偶者が居住するための住宅（本学、他の法人等及び国の機関により貸与されている宿舍その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に	第1号の職員の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）	

（通勤手当）

第28条 通勤手当は次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のために交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 通勤のために交通機関等を利用する職員にあつては、支給単位期間につき、その者の通勤に要する運賃等に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 通勤のため自動車等の交通用具を使用することを常例とする職員にあつては、職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次の表に定める額

職員の区分	手当額
自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員	2,000円
使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,200円
使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,100円
使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,000円
使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	12,900円
使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15,800円
使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18,700円
使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600円
使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,400円
使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200円
使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000円
使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800円
使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600円

(3) 通勤のために交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員にあつては、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする

勤務箇所に在勤することになったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定める職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）から通勤のため、新幹線鉄道等の特急列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認めたものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものその他これらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（東京藝術大学職員通勤手当支給細則において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

（単身赴任手当）

第29条 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められたものうち、単身で生活することを常況とする職員その他これらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるものには、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に交通距離の区分に応じて人事院規則9-89（単身赴任手当）で定める額を加算した額）とする。

（教員特殊業務手当）

第30条 教員特殊業務手当は、音楽学部附属音楽高等学校に所属する副校長、主幹教諭、教諭又は養護教諭で職務の級が教育職俸給表（二）の2級又は1級のものが次の各号に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると認める程度に及ぶときに支給する。

(1) 学校の管理下において行う非常災害時の緊急業務で次に掲げるもの

- イ 非常災害時における生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務
- ロ 生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務
- ハ 生徒に対する緊急の補導業務

- (2) 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）において生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの
- (3) 対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は勤務時間等規則第15条に規定する週休日及び同規則第17条に規定する休日（同規則第16条の規定により週休日の振替となった日及び同規則第18条の規定により休日の代休となった日を含む。以下この条において「休日」という。）に行うもの
- (4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における生徒に対する指導業務で休日に行うもの
- (5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で休日に行うもの
- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、業務の区分に応じて次の表に定める額とする。

業務の区分	手当額
前項第1号イの業務	3,200円（被害が特に甚大な非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）
前項第1号ロ及びハの業務	3,000円
前項第2号及び第3号の業務	1,700円
前項第4号の業務	1,200円
前項第5号の業務	900円

（教育実習等指導手当）

第31条 教育実習等指導手当は、音楽学部附属音楽高等学校に所属する副校長、主幹教諭、教諭又は養護教諭が計画に基づく学生の教育実習の指導業務又はこれに準ずると認めた業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき720円とする。

（教育業務連絡指導手当）

第32条 教育業務連絡指導手当は、音楽学部附属音楽高等学校に置かれる主任等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるものでその職務が困難であるとして次に定めるものの職務を担当する教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

- (1) 教務主任
- (2) 生徒指導主事
- (3) 進路指導主事

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき200円とする。

（主幹教諭手当）

第32条の2 主幹教諭手当は、主幹教諭の職にある者に支給する。

2 前項の手当の月額は、8,000円とする。

（超過勤務手当）

第33条 勤務時間等規則第9条の規定により、所定の勤務時間以外の時間（次条の規定により休日給が支給されることとなる時間を除く。）に業務上の必要により、勤務することを命じられた職員には、所定の勤務時間以外の時間に勤務した

全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125（短時間勤務制職員については、勤務時間等規則第3条第1項に規定する所定勤務時間を超えない勤務に対しては、第11条の2第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の100）を超過勤務手当として支給する。この場合において、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間に行われていた場合は、100分の150（短時間勤務制職員については、勤務時間等規則第3条第1項に規定する所定勤務時間を超えない勤務に対しては、第11条の2第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125）を支給する。ただし、第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員には超過勤務手当を支給しない。

- 2 勤務時間等規則第9条の規定により、所定の勤務時間以外の時間に業務上の必要により、勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等規則第15条の規定に基づく週休日における勤務のうち日曜日の勤務及び週休日の振替（同規則第16条に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。）により週休日に変更された日の勤務を除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間（短時間勤務制職員については、勤務時間等規則第3条第1項に規定する所定勤務時間を超えない勤務の時間を除く。）に対して、前項及び次条の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

（休日給）

- 第34条 勤務時間等規則第9条の規定により同規則第15条に規定する週休日及び同規則第17条に規定する休日（同規則第16条の規定により週休日の振替となった日及び同規則第18条の規定により休日の代休となった日を含む。）に業務上の必要により勤務することを命じられた職員には、勤務を命じられた全時間（同規則第16条及び第18条の規定により、当該週休日及び休日にあらかじめ勤務時間を割り振った場合を除く。）に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間において行われた場合は、100分の160）を休日給として支給する。ただし、第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

（夜勤手当）

- 第34条の2 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命じられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

（管理職員特別勤務手当）

- 第35条 第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員（以下「管理監督職員」という。）及び指定職俸給表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規則第15条に規定する週休日及び同規則第17条に規定する休日（同規則第16条の規定により週休日の振替となった日及び

同規則第18条の規定により休日の代休となった日を含む。次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、職員の区分に応じて次の表に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、職員の区分に応じて次の表に定める額

適用区分		支給額 (実働時間が6時間を超える勤務)
指定職俸給表適用職員		18,000円 (27,000円)
管理職手当 適用職員	I種適用職員	12,000円 (18,000円)
	II種適用職員	10,000円 (15,000円)
	III種適用職員	8,500円 (12,750円)
	IV種適用職員	7,000円 (10,500円)
	V種適用職員	6,000円 (9,000円)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、職員の区分に応じて次の表に定める額

適用区分		支給額
指定職俸給表適用職員		9,000円
管理職手当 適用職員	I種適用職員	6,000円
	II種適用職員	5,000円
	III種適用職員	4,300円
	IV種適用職員	3,500円
	V種適用職員	3,000円

4 学長 (その委任を受けた者を含む。)は、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿を作成し、これを保管しなければならない。

(期末手当)

第36条 期末手当は、6月1日及び12月1日 (以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第24条第1号及び同規則第25条に該当して解雇され、又は死亡した職員 (第3項第2号に定める職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在 (退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下同じ。)において職員が受けるべき俸給、大学院調整額、教職調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、次の表 (1) に定める職員にあっては、俸給、大学院調整額及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額 (以下「役職段階別加算額」という。)(次の表 (2) に定める職員 (以下

「特定管理職員」という。)及び次の表(3)に定める職員にあっては、その額に俸給月額に当該表の区分に応じ、当該表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「管理職加算額」という。)を加算した額(以下「期末手当基礎額」という。)を基礎として、100分の126.25を乗じて得た額(特定管理職員にあっては、100分の106.25を乗じて得た額、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては、100分の67.5を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表(4)に定める割合を乗じて得た額とする。表(1)

俸給表	職務の級	加算割合
一般職俸給表(一)	8級以上	100分の20
	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
一般職俸給表(二)	5級	100分の10
	4級・3級(別に定める職員に限る。)	100分の5
教育職俸給表(一)	6級	100分の20
	5級	100分の15(別に定める職員にあっては100分の20)
	4級・3級	100分の10(職務の級4級の職員のうち別に定める職員にあっては100分の15)
	2級(別に定める職員に限る。)	100分の5
教育職俸給表(二)	4級	100分の15
	3級	100分の10
	2級(別に定める職員に限る。)	100分の5(別に定める職員にあっては100分の10)
医療職俸給表	6級以上	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級・2級(別に定める職員に限る。)	100分の5
指定職俸給表		100分の20を超えない範囲で学長が定める割合

表(2)

俸給表	管理職手当の区分	職務の級	加算割合
一般職俸給表(一)	I種	7級以上	100分の25
	II種		100分の15
教育職俸給表(一)	I種	5級以上	100分の25
	II種		100分の15
医療職俸給表	II種	6級以上	100分の15

表（3）

俸給表	管理職手当の区分	職務の級	加算割合
教育職俸給表（一）	Ⅲ種	5級・6級	100分の10
指定職俸給表			100分の25

表（4）

在職期間	割合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の80
3月以上5月未満	100分の60
3月未満	100分の30

3 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

(1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

イ 無給休職者（就業規則第14条第1項第1号又は同条第3号から第9号（本号の二に該当するものを除く。）までの規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

ロ 刑事休職者（就業規則第14条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）

ハ 停職者（就業規則第43条第3号の規定により停職にされている職員をいう。）

ニ 無給派遣休職者（就業規則第14条第1項第6号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

ホ 勤務時間等規則第31条の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

ヘ 大学院修学休業職員（教員採用等規則第14条の規定により大学院修学休業をしている職員をいう。）

(2) 基準日1月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員

イ その退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員であった場合

ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において給与法適用職員となった者

ハ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において国の機関又は他の法人等の職員となった者（本学の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等の職員に限る。）

4 職員が次の各号の一に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第43条第1項第4号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第24条第2号及び同条第3号の規定により解雇された職員

(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの

間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者

(4) 第6項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者

5 第20条第2項、同条第3項、同条第5項又は同条第6項に規定する職員が当該各号に規定する期間内で基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第24条第1号に該当して、解雇され、又は死亡したときは当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、第3項第2号ロ及び同号ハで定める職員については、この限りでない。

6 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、職務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

7 前6項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時停止とすることが適当と認められる事由のある職員については、これを不支給とし又は一時差止とする。

（勤勉手当）

第37条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第24条第1号及び同規則第25条に該当して解雇され、又は死亡した職員（前条第3項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれ基準日現在において受けるべき俸給、大学院調整額及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25（特定管理職員にあっては、100分の126.25、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては、100分の107.5）を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

勤務期間	割合
6月	100分の100
5月15日以上6月未満	100分の95
5月 以上5月15日未満	100分の90
4月15日以上5月未満	100分の80
4月 以上4月15日未満	100分の70
3月15日以上4月未満	100分の60
3月 以上3月15日未満	100分の50
2月15日以上3月未満	100分の40
2月 以上2月15日未満	100分の30
1月15日以上2月未満	100分の20
1月 以上1月15日未満	100分の15
15日 以上1月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

3 前条第3項の規定は、同項第1号中イ、ロ及びニを「休職者（就業規則第14条第1項の規定により休職にされている職員（第20条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）をいう。）」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。

4 前条第4項、同条第6項及び同条第7項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

（特別顕彰手当）

第37条の2 特別顕彰手当は、特に顕著な功績をあげ、本学に多大な貢献があった場合に、学長が別に定めるところにより支給することができる。

（受託等業務手当）

第37条の3 受託等業務手当は、外部資金事業の目的達成に資する業務を行う職員に対し、事業代表者の承認に基づき、学長が別に定めるところにより支給することができる。

2 前項の手当の額は、50,000円以下とし、学長が決定する。

（義務教育等教員特別手当）

第38条 音楽学部附属音楽高等学校に勤務する校長、副校長、主幹教諭、教諭及び養護教諭で教育職俸給表（二）の適用を受けるものには、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額は、その者の受ける号俸に対応する別表第6に掲げる額とする。

（教職調整額）

第39条 義務教育を担当する教員の職務と勤務態様の特殊性を考慮し、音楽学部附属音楽高等学校に所属する職員のうち、その職務の級が教育職俸給表（二）2級又は1級である者には、その者の俸給月額の100分の4に相当する額を教職調整額として支給する。

第5章 規則の実施

（実施に関し必要な事項）

第40条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
(俸給表の切替)
- 2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により、本学の職員となる者（以下「承継職員」という。）の級、号俸及び次期昇給期については、この規則施行日（以下「施行日」という。）において、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受けることとした場合に得られる級、号俸及び次期昇給期とする。この場合において、当該職員に適用される俸給表は、次の表により読み替えるものとする。

読み替えられる給与法の俸給表	読み替える本学の俸給表
行政職俸給表（一）	一般職俸給表（一）
行政職俸給表（二）	一般職俸給表（二）
教育職俸給表（一）	教育職俸給表（一）
教育職俸給表（二）	教育職俸給表（二）
医療職俸給表（三）	医療職俸給表
指定職俸給表	指定職俸給表

(俸給の決定)

- 3 前条の適用を受ける職員の施行日における俸給については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた級号俸と同一とする。ただし、昇格又は昇給させることとなる職員については、給与法及び人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の規定により施行日の前日に受けていた号給を受けるに至った時を基礎とし、俸給を決定する。
(昇給停止に関する経過措置)
- 4 承継職員のうち、施行日の前日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成10年法律120号）附則11項から第13項までの適用を受けている職員の昇給については、第17条第2項の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、人事院規則の定めるところにより、昇給させることができる。
(調整手当の異動保障)
- 5 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条の3第2項第1号の適用を受けていた職員が施行日において、施行日の前日と勤務箇所を異にし、第26条第1項に規定する支給割合が100分の3の地域若しくは同項の適用を受けない地域に勤務することとなった場合は、施行日において、同条第3項に規定する異動があったものとみなす。
- 6 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条の7の適用を受けていた職員の施行日における調整手当の支給については、同条の適用を受けることとなった日から施行日の前日までの期間を3年間から減じた残期間について、同法第11条の3に規定する支給割合による調整手当を支給する。

(大学院調整額の経過措置)

7 施行日から平成18年3月31日までの間において、第22条の適用を受ける職員については、人事院規則9-6-25の規定を準用し適用する。

(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の算出基礎となる期間の取扱い)

8 承継職員のうち、施行日の前日において、給与法第19条の4に規定する期末手当、同法第19条の7に規定する勤勉手当及び同法第19条の8に規定する期末特別手当の適用を受けていた職員の当該手当の算出基礎となる期間については、第36条から第38条までに規定する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の算出基礎となる期間に通算する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

2 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。ただし、次の各号に掲げる職員は除くものとする。

(1) 切替日以降に初任給基準異動をした職員

(2) 切替日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員

(3) 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの

3 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、前項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。

4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

(昇給に関する経過措置)

5 削除

(大学院調整額に関する経過措置)

6 第22条の規定により大学院調整額を支給される職員のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、同条の規定による大学院調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額を大

学院調整額として支給する。

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

7 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) 施行日の前日から引き続き大学院調整額を支給される職員（第3号に該当する職員を除く。） 同日にその者に適用されていた調整基本額
- (2) 施行日以後に新たに大学院調整額を支給されることとなった職員（次号に該当する職員及び施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に新たに大学院調整額を支給される職員となったとした場合に改正前の給与規則等の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

- (3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員（施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに大学院調整額を支給されることとなり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合）に同日にその者に適用されることとなる改正前の給与規則等の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

イ 俸給表の適用を異にする異動をした場合

ロ 初任給基準異動をした場合

ハ 基準給より下位の職務の級に降格をした場合

ニ 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合

ホ 再任用職員異動をした場合

- (4) 施行日以後に、東京藝術大学職員退職手当規則第9条第5項に定める国立大学法人等及び同規則第10条第1項に定める国等の機関に勤務する者であった者から人事交流等により新たに俸給表の適用を受けることとなった職員当該職員が施行日の前日に俸給表の適用を受ける職員であったものとみなして前2号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

(雑則)

8 前7項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年2月1日から施行する。ただし、第26条の2の規定は平成20年4月1日から施行する。

(俸給表等の改正に伴う特例措置)

2 第2条の規定にかかわらず、施行日に在職する職員のうち、この規則（第26条

の2を除く。)が平成20年1月1日に施行されたものとして改正後の規則の規定を適用した場合に得られる平成20年1月1日から平成20年1月31日までの間の給与額に、改正前の規則の規定に基づいて支給された当該給与額が達しないものとなる職員については、その差額に相当する額を特例的に支給する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。ただし、第2条及び第28条の規定は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成21年6月25日から施行し、平成21年6月1日から適用する。
- 2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第36条第2項及び第37条第2項の規定の適用については、第36条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、第37条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、「100分の85」とあるのは「100分の75」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。
(俸給の切替えに伴う経過措置)
- 2 東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成17年規則第96号。以下「平成17年改正規則」という。)附則第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(この規則の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる者には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
(1) 次号に掲げる職員以外の職員(次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員でその号俸が次の表の号俸欄に掲げる号俸であるものを除く。) 100分の99.76

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表(一)	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで

一般職俸給表（二）	1級	1号俸から68号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
教育職俸給表（一）	1級	1号俸から48号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から12号俸まで
教育職俸給表（二）	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
医療職俸給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から40号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで

(2) 指定職俸給表の適用を受ける職員 100分の99.68

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員には、俸給の切替えに伴う経過措置を適用しないものとする。

(1) 平成18年4月1日以降に初任給基準異動をした職員

(2) 平成18年4月1日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員

(3) 平成18年3月31日以前に休職等期間がある職員であって、平成18年4月1日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた者

(4) 平成18年4月1日以降に前項の規定による俸給を支給される職員でなくなった者

4 平成17年改正規則附則第3項及び第4項の規定にかかわらず、平成18年3月31日から引き続き俸給表の適用又は平成18年4月1日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して第2項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、第2項の規定に準じて、俸給を支給する。

(平成22年1月1日に行われる昇給に関する経過措置)

5 平成22年1月1日に行われる第17条の規定による昇給については、同条中「昇給日前の9月30日以前の1年間」とあるのは「平成21年1月1日から平成21年9月30日までの期間」とし、別表第7備考3中「12月」とあるのは「9月」とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

2 当分の間、職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 俸給月額当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が第21条第2項の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。）に達しない場合（以下この項、第5項及び第6項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及び第5項において「俸給月額減額基礎額」という。））
- (2) 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第36条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表（4）に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項本文に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表（4）に定める割合を乗じて得た額）
- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額（第6項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第37条第2項に規定する勤務期間の区分に応じて定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額（第6項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る同項に規定する勤務期間の区分に応じて定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額）
- (5) 第20条第1項から第7項まで及び第36条第5項前段の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 第20条第1項 前各号に定める額
 - ロ 第20条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ハ 第20条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特

定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

- ニ 第20条第5項、第6項又は第7項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ホ 第36条第5項前段 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額（第20条第5項、第6項又は第7項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

俸給表	職務の級
一般職俸給表（一）	6級
教育職俸給表（一）	5級
教育職俸給表（二）	4級
医療職俸給表	6級

- 3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する前項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。
- 4 前2項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第11条の2、第21条第1項及び第33条から第34条の2まで並びに東京芸術大学職員の育児休業に関する規則第18条第2項及び東京芸術大学職員の介護休業等に関する規則第8条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額合計額の12箇月分をその年度における勤務時間等規則第21条の適用を受けない職員の所定勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当の月額合計額の12箇月分をその年度における勤務時間等規則第21条の適用を受けない職員の所定勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 6 第2項の規定が適用される間、第37条第2項に定める勤勉手当の総額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975（特定管理職員にあつては、100分の1.275）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の65（特定管理職員にあつては、100分の85）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。
- 7 東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成17年規則第96号。以下「平成17年改正規則」という。）附則第2項及び東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成21年規則第16号。以下「平成21年改正規則」という。）附則第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（平成21年12月1日に次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額

にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる者には、俸給月額のほか、その差額に相当する額(第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。

(1) 平成21年改正規則附則第2項第1号に規定する職員 100分の99.59

(2) 指定職俸給表の適用を受ける職員 100分の99.44

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の99.83

8 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員には、前項の規定を適用しないものとする。

(1) 平成18年4月1日以降に初任給基準異動をした職員

(2) 平成18年4月1日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員

(3) 平成18年3月31日以前に休職等期間がある職員であって、平成18年4月1日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた者

(4) 平成18年4月1日以降に前項の規定による俸給を支給される職員でなくなった者

9 平成17年改正規則附則第3項及び第4項並びに平成21年改正規則附則第4項の規定にかかわらず、平成18年3月31日から引き続き俸給表の適用又は平成18年4月1日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して第7項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、第7項の規定に準じて、俸給を支給する。

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成22年規則第44号。以下「平成22年改正規則」という。)附則第2項の規定が適用される間、第37条第2項に定める勤勉手当の総額は、第37条第2項及び同規則附則第6項の規定にかかわらず、第37条第2項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で平成22年改正規則附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125(特定管理職員にあっては、100分の1.3125)を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5(特定管理職員にあっては、100分の87.5)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

3 平成23年4月1日において43歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。)のうち、平成22年1月1日において給与規則第17条の規定により昇給した職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成17年規則第96号。以下「平成17年改正規則」という。）附則第2項、東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成21年規則第16号。以下「平成21年改正規則」という。）附則第2項及び東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年規則第44号。以下「平成22年改正規則」という。）附則第7項の規定にかかわらず、平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（平成24年4月1日に次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる者には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年改正規則附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。
 - (1) 平成21年改正規則附則第2項第1号に規定する職員 100分の99.1
 - (2) 指定職俸給表の適用を受ける職員 100分の98.94
 - (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員には、前項の規定を適用しないものとする。
 - (1) 平成18年4月1日以降に初任給基準異動をした職員
 - (2) 平成18年4月1日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員
 - (3) 平成18年3月31日以前に休職等期間がある職員であつて、平成18年4月1日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた者
 - (4) 平成18年4月1日以降に平成17年改正規則附則第2項から第4項まで、平成21年改正規則附則第2項及び第4項、平成22年改正規則附則第7項及び第9項並びに前項及び次項の規定による俸給を支給される職員でなくなった者
- 4 平成17年改正規則附則第3項及び第4項、平成21年改正規則附則第4項の規定並びに平成22年改正規則附則第9項にかかわらず、平成18年3月31日から引き続き俸給表の適用又は平成18年4月1日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して第2項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、第2項の規定に準じて、俸給を支給する。

（平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整）
- 5 平成24年4月1日において36歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び指定職俸給表の適用を受ける職員（以下この項から第7項までにおいて「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第17条の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この項から第13項までにおいて「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとし

た場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

6 平成25年4月1日において第2項及び第4項の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

7 平成26年4月1日において第2項及び第4項の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

（雑則）

8 前7項に定めるもののほか、この規則の施行に必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

（給与の特例）

2 この規則の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、東京芸術大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）第11条各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額（東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成24年規則第27号。以下「平成24年改正規則」という。）附則第2項及び第4項の規定による俸給を含み、当該職員が第21条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額（平成24年改正規則附則第2項及び第4項の規定による俸給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級又は号俸	割合
一般職俸給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
一般職俸給表(二)	3級以下	100分の4.77
	4級以上	100分の7.77
	2級以下	100分の4.77

教育職俸給表(一)	3級及び4級	100分の7.77
	5級以上	100分の9.77
教育職俸給表(二)	2級以下	100分の4.77
	3級以上	100分の7.77
医療職俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級	100分の9.77
指定	全ての号俸	100分の9.77

- 3 特例期間においては、職員給与規則に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- (2) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (3) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (4) 職員給与規則第20条第1項から第7項まで又は第36条第5項前段の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額
- イ 職員給与規則第20条第1項 前項及び前各号に定める額
- ロ 職員給与規則第20条第2項又は第3項 前項並びに第1号及び第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額
- ハ 職員給与規則第20条第4項 前項及び第1号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ニ 職員給与規則第20条第5項、第6項又は第7項 第2項並びに第1号及び第2号に定める額に、同条各項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ホ 職員給与規則第36条第5項前段 第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額（職員給与規則第20条第5項、第6項又は第7項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、同号に定める額に、職員給与規則第20条各項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）
- 4 特例期間においては、職員給与規則第11条の2、第21条第1項及び第33条から第34条の2まで並びに東京芸術大学職員の育児休業等に関する規則第18条第2項及び東京芸術大学職員の介護休業等に関する規則第8条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員給与規則第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額の12箇月分をその年度における勤務時間等規則第21条の適用を受けない職員の所定勤務時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 5 特例期間においては、東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年規則第44号。以下「平成22年改正規則」という。）附則第2項の規定の適用を

受ける職員に対する第2項、第3項第1号から第4号まで並びに第4項の規定の適用については、第2項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から平成22年改正規則附則第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第1号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から平成22年改正規則附則第2項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第2号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から平成22年改正規則附則第2項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から平成22年改正規則附則第2項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第1号及び第2号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第1号及び第2号」と、同号ハ中「前項及び第1号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び第1号」と、同号ホ中「第2号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた第2号」と、第4項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成22年改正規則附則第5項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

- 6 第2項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

- 7 前6項に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年規則第44号。以下「平成22年改正規則」という。）附則第2項の規定が適用される間、第37条第2項に定める勤勉手当の総額は、第37条第2項及び平成22年改正規則附則第6項及び東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成23年規則第15号）附則第2項の規定にかかわらず、第37条第2項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で平成22年改正規則附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2375（特定管理職員にあっては、100分の1.5375）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手

当減額基礎額に100分の82.5（特定管理職員にあっては、100分の102.5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
（俸給の改正に伴う経過措置）
- 2 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年規則第44号。以下「平成22年改正規則」という。）附則第2項の適用を受けることとなる職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。ただし、別に定める職員は除くものとする。
- 3 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
（55歳以上減額支給措置の終了）
- 5 平成22年改正規則附則第2項の適用は、平成30年3月31日までの間とする。
- 6 平成22年改正規則附則第2項の規定が適用される間、第37条第2項に定める勤勉手当の総額は、第37条第2項及び平成22年改正規則附則第6項、東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成23年規則第15号）附則第2項及び東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成26年規則第69号）附則第2項の規定にかかわらず、第37条第2項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で平成22年改正規則附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.125（特定管理職員にあっては、100分の1.425）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の75（特定管理職員にあっては、100分の95）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。
- 7 第2項から第5項までに定めるもののほか、この規則の改正に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年3月3日から施行し、平成27年12月1日から適用する。
- 2 東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年規則第44号。以下「平成22年改正規則」という。）附則第2項の規程が適用される間、第37条第2項に定める勤勉手当の総額は、第37条第2項及び平成22年改正規則附則第6項、東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成23年規則第15号）附則第2

項及び東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成26年規則第69号）
 附則第2項及び東京藝術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成27年規則
 第7号。以下「平成27年改正規則」という。）附則第6項の規定にかかわらず、第
 37条第2項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で平成22年改正規則
 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額
 に、100分の1.275（特定管理職員にあっては、100分の1.575）を乗じて得た
 額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の85（特
 定管理職員にあっては、100分の105）を乗じて得た額）の総額に相当する額を
 減じた額とする。

3 平成22年改正規則附則第2項に適用を受ける職員に対する、平成27年12月1日
 から平成28年2月29日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たって
 は、改正後の給与規則の規定（平成27年改正規則附則第2項から第4項の規定を
 含む。以下同じ。）より支給されるべき額が改正前の給与規則の規定により支給
 されるべき額に達しない場合は、改正前の給与規則の規定により支給されるべき
 額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の総額とする。

- 一 俸給
- 二 地域手当
- 三 超過勤務手当
- 四 休日給
- 五 夜勤手当
- 六 期末手当
- 七 勤勉手当

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年3月2日から施行し、平成28年12月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例措置）

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第25条第1項ただし書及
 び第25条第2項に定める表は適用せず、次の表に定める額とする。

対象者	手当額
第1号 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	10,000円
第2号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）
第3号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族
第4号 満60歳以上の父母及び祖父母	

第5号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)
第6号 重度心身障害者（終身労務に就けない程度の者）	

3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第25条第1項ただし書及び第25条第2項に定める表は適用せず、次の表に定める額とする。

対象者	手当額
第1号 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	6,500円
第2号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき10,000円
第3号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円
第4号 満60歳以上の父母及び祖父母	
第5号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
第6号 重度心身障害者（終身労務に就けない程度の者）	

4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第25条第1項ただし書は適用しない。

附 則

- この規則は、平成30年3月15日から施行し、平成29年12月1日から適用する。
（平成30年4月1日における号俸の調整）
- 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成27年1月1日において第17条の規定による昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して調整の必要があると認められる職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

- この規則は、平成31年3月20日から施行し、平成30年12月1日から適用する。ただし、第2条の改正規定及び第37条の3の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 平成30年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第36条第2項及び第37条第2項の規定の適用については、第36条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の137.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の117.5」と、「100分の70」とあるのは「100分の77.5」と、第37条第2項中「100分の90」とあるのは「100分の100」と、「100分の110」とあるのは「100分の120」と、「100分の95」とあるのは「100分の105」とする。

附 則

- この規則は、令和2年4月1日から施行し、令和元年12月1日から適用す

る。ただし、第27条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 令和元年12月に支給する勤勉手当に関する第37条第2項の規定の適用については第37条第2項中「100分の95」とあるのは「100分の100」と、「100分の115」とあるのは「100分の120」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」とする。

附 則

この規則は、令和2年10月29日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年6月23日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。
(定年年齢の引き上げに伴う経過措置)
- 2 当分の間、次の各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員の俸給月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、当該職員の属する職務の級並びに当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
 - (1) 一般職俸給表(一)
 - (2) 一般職俸給表(二)
 - (3) 教育職俸給表(二)
 - (4) 医療職俸給表
- 3 前項の規定は、就業規則第12条の3に規定する管理監督職勤務上限年齢による配置換の特例(以下「管理監督職勤務上限年齢による配置換の特例」という。)により引き続き同一の管理監督職を占める職員には適用しない。
- 4 就業規則第12条の2に規定する他の職への配置換(以下「管理監督職勤務上限年齢による配置換」という。)をされた職員であつて、当該他の職への配置換をされた日(以下「異動日」という。)の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額(以下「特定日俸給月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。
- 5 前項の規定により俸給として支給される差額に相当する額と附則第2項の規定による当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が当該職員の

属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額（以下「上限額」という。）と当該職員の受ける附則第2項の規定による俸給月額」とする。

- 6 管理監督職勤務上限年齢による配置換の特例により引き続き同一の管理監督職を占める職員が管理監督職勤務上限年齢による配置換をされた場合は、異動日に附則第2項の規定により当該職員が受ける俸給月額（以下「異動日俸給月額」という。）が異動日の前日のその者の号俸等に対応する俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下「第6項基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、異動日以後、第6項基礎俸給月額と異動日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。
- 7 前項の規定により俸給として支給される差額に相当する額と附則第2項の規定による当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6項基礎俸給月額と異動日俸給月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける附則第2項の規定による俸給月額との差額」とする。

附 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 一般職俸給表（第11条第1号関係）

職俸給表（一）

職務の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額	9 級 俸給月額	10 級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			

39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		

81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000					
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300					
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600					
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800					
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000					
86	266, 200	305, 800	355, 700							
87	266, 500	306, 100	356, 100							
88	266, 800	306, 400	356, 500							
89	267, 100	306, 700	356, 700							
90	267, 400	307, 000	357, 100							
91	267, 700	307, 300	357, 500							
92	268, 000	307, 600	357, 900							
93	268, 300	307, 800	358, 100							
94		308, 000	358, 400							
95		308, 300	358, 800							
96		308, 700	359, 100							
97		308, 900	359, 400							
98		309, 200	359, 800							
99		309, 500	360, 200							
100		309, 900	360, 600							
101		310, 100	361, 100							
102		310, 400	361, 500							
103		310, 700	361, 900							
104		311, 000	362, 300							
105		311, 200	362, 800							
106		311, 500	363, 200							
107		311, 800	363, 500							
108		312, 100	363, 800							
109		312, 300	364, 200							
110		312, 600								
111		313, 000								
112		313, 300								
113		313, 500								
114		313, 700								
115		314, 000								
116		314, 400								
117		314, 600								
118		314, 800								
119		315, 100								
120		315, 400								
121		315, 700								
122		315, 900								
123		316, 200								

124		316,500								
125		316,800								

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。

ロ 一般職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800

41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900
47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700
48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400
49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,100
50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900
51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,700
52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,300
53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,000
54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,600
55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,300
56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,000
57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,600
58	249,100	266,900	294,700	320,600	372,100
59	249,400	267,200	295,200	321,300	372,600
60	249,600	267,500	295,800	321,900	373,100
61	249,800	267,800	296,400	322,400	373,500
62	250,100	268,100	296,900	322,900	
63	250,400	268,400	297,500	323,500	
64	250,600	268,700	298,000	324,100	
65	250,800	268,900	298,500	324,700	
66	251,100	269,200	299,000	325,100	
67	251,400	269,500	299,500	325,500	
68	251,600	269,700	300,000	326,000	
69	251,800	269,900	300,400	326,300	
70	252,100	270,200	300,800	326,800	
71	252,400	270,500	301,200	327,300	
72	252,600	270,700	301,600	327,700	
73	252,800	270,900	302,000	327,900	
74	253,100	271,200	302,300	328,200	
75	253,400	271,500	302,700	328,400	
76	253,600	271,700	303,100	328,700	
77	253,800	271,900	303,500	329,000	
78	254,100	272,200	303,900	329,300	
79	254,400	272,500	304,300	329,600	
80	254,600	272,700	304,700	329,800	
81	254,800	272,900	305,000	330,000	
82	255,100	273,200	305,500	330,300	

83	255,300	273,500	305,900	330,600
84	255,600	273,700	306,400	330,800
85	255,800	273,900	306,700	331,000
86	256,000	274,100	307,200	331,200
87	256,300	274,400	307,700	331,500
88	256,600	274,700	308,000	331,800
89	256,800	274,900	308,400	332,000
90	257,100	275,100	308,900	332,300
91	257,400	275,400	309,400	332,600
92	257,600	275,600	309,900	332,800
93	257,800	275,900	310,200	333,000
94	258,100	276,200	310,600	333,300
95	258,400	276,500	311,000	333,600
96	258,600	276,700	311,500	333,800
97	258,800	276,900	311,900	334,000
98	259,100	277,200	312,300	
99	259,400	277,400	312,600	
100	259,600	277,700	312,900	
101	259,800	277,900	313,200	
102	260,100	278,100	313,600	
103	260,400	278,400	313,900	
104	260,600	278,700	314,300	
105	260,800	278,900	314,600	
106		279,100	315,000	
107		279,400	315,400	
108		279,600	315,600	
109		279,900	315,800	
110		280,200	316,100	
111		280,500	316,400	
112		280,700	316,600	
113		280,900	316,800	
114		281,200	317,100	
115		281,400	317,400	
116		281,600	317,600	
117		281,900	317,800	
118		282,200	318,100	
119		282,500	318,400	
120		282,700	318,600	
121		282,900	318,800	
122		283,100	319,100	
123		283,400	319,400	
124		283,700	319,600	

125		283,900	319,800		
126		284,100	320,100		
127		284,400	320,400		
128		284,700	320,600		
129		284,900	320,800		
130		285,100			
131		285,400			
132		285,700			
133		285,900			
134		286,100			
135		286,400			
136		286,700			
137		286,900			

備考 この表は、用務員の業務に従事する職員に適用する。

別表第2 教育職俸給表（第11条第2号関係）

育職俸給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	230,900	275,700	354,200	408,200	480,200
2	233,500	277,900	355,800	409,800	488,400
3	235,900	280,000	357,400	411,100	496,900
4	238,300	281,900	358,900	412,300	505,300
5	240,700	283,700	360,400	413,500	513,500
6	243,100	285,200	362,000	414,500	521,200
7	245,600	286,700	363,600	415,500	528,700
8	248,100	288,200	365,100	416,400	535,900
9	250,600	290,000	366,500	417,300	542,500
10	252,400	291,900	368,500	418,300	547,700
11	254,200	293,700	370,500	419,400	552,300
12	256,000	295,600	372,400	420,500	556,600
13	257,700	297,600	374,200	421,500	559,700
14	259,200	299,600	375,800	422,600	562,500
15	260,800	301,600	377,400	423,600	565,200
16	262,300	303,600	378,800	424,600	567,600
17	263,800	305,500	380,100	425,600	569,600
18	265,200	308,000	381,600	426,700	
19	266,500	310,700	382,800	427,800	
20	267,900	313,300	384,100	428,900	
21	269,300	315,900	385,400	429,900	
22	270,600	318,300	386,600	431,000	
23	272,000	320,700	387,800	432,100	
24	273,300	322,900	388,900	433,200	
25	274,800	325,100	390,000	434,100	
26	276,400	327,100	391,300	435,200	
27	278,000	329,100	392,600	436,200	
28	279,600	331,100	393,900	437,200	
29	281,000	333,100	395,100	438,100	
30	282,700	335,000	396,400	439,200	
31	284,400	336,900	397,700	440,200	
32	286,200	338,800	398,900	441,300	
33	288,000	340,600	400,100	442,300	
34	289,200	342,500	401,300	443,500	
35	290,400	344,400	402,500	444,600	
36	291,500	346,300	403,600	445,800	
37	292,500	348,000	404,600	446,500	
38	293,500	349,200	405,800	447,400	

39	294,600	350,300	406,900	448,300
40	295,600	351,300	407,900	449,100
41	296,400	351,800	409,000	449,900
42	297,500	352,200	410,200	450,800
43	298,600	352,600	411,300	451,600
44	299,500	352,900	412,400	452,300
45	300,100	353,400	413,300	453,000
46	301,100	353,900	414,300	453,900
47	301,900	354,400	415,300	454,800
48	302,800	354,700	416,200	455,700
49	303,800	355,000	417,400	456,600
50	304,200	355,300	418,700	457,500
51	304,700	355,600	420,100	458,500
52	305,100	355,900	421,400	459,400
53	305,600	356,300	422,200	460,400
54	306,100	356,600	423,200	461,400
55	306,400	357,000	424,200	462,300
56	306,700	357,300	425,300	463,300
57	307,100	357,600	426,200	464,200
58	307,500	358,000	426,900	465,100
59	308,000	358,300	427,700	466,000
60	308,300	358,700	428,400	467,000
61	308,600	359,000	429,100	467,800
62	308,900	359,300	429,900	468,200
63	309,200	359,700	430,700	468,800
64	309,600	360,000	431,300	469,400
65	310,000	360,300	431,900	470,100
66	310,300	360,700	432,400	470,800
67	310,700	361,000	432,800	471,100
68	311,000	361,400	433,200	471,700
69	311,400	361,800	433,500	472,100
70	311,700	362,100	433,800	472,500
71	312,100	362,500	434,100	472,800
72	312,500	362,900	434,500	473,100
73	312,800	363,200	434,800	473,400
74	313,100	363,600	435,100	473,600
75	313,500	364,000	435,500	474,000
76	313,800	364,400	435,900	474,300
77	314,200	364,700	436,200	474,600
78	314,500	365,100	436,500	474,900
79	314,900	365,500	436,900	475,200
80	315,200	366,000	437,200	475,500

81	315,500	366,500	437,500	475,800
82	315,800	367,100	437,900	476,300
83	316,100	367,800	438,200	476,600
84	316,400	368,400	438,500	476,900
85	316,700	369,000	438,800	477,200
86	317,100	369,600	439,100	
87	317,500	370,200	439,300	
88	317,900	370,800	439,600	
89	318,300	371,300	439,900	
90	318,600	371,700	440,200	
91	318,900	372,000	440,400	
92	319,300	372,400	440,700	
93	319,700	372,800	441,000	
94	320,100	373,200	441,300	
95	320,500	373,600	441,600	
96	320,900	374,000	441,900	
97	321,100	374,600	442,200	
98	321,500	375,100	442,500	
99	321,900	375,500	442,800	
100	322,300	376,000	443,100	
101	322,500	376,400	443,400	
102	322,900	376,900	443,700	
103	323,100	377,200	444,000	
104	323,600	377,500	444,300	
105	324,000	378,000	444,500	
106	324,300	378,400		
107	324,600	378,900		
108	324,900	379,400		
109	325,100	379,800		
110	325,400	380,300		
111	325,700	380,700		
112	326,100	381,100		
113	326,400	381,500		
114	326,700	381,900		
115	327,000	382,300		
116	327,300	382,700		
117	327,600	383,100		
118	328,000	383,500		
119	328,400	383,900		
120	328,800	384,300		
121	329,000	384,600		
122	329,200	385,000		
123	329,400	385,400		

124	329,700	385,700			
125	330,000	386,100			
126	330,200	386,600			
127	330,500	387,100			
128	330,800	387,500			
129	331,100	387,900			
130	331,400	388,400			
131	331,700	388,900			
132	331,900	389,400			
133	332,100	389,900			
134	332,400	390,400			
135	332,700	390,900			
136	332,900	391,400			
137	333,200	391,900			
138	333,400	392,400			
139	333,700	392,900			
140	334,000	393,400			
141	334,300	393,900			
142	334,700				
143	335,100				
144	335,500				
145	335,700				
146	336,100				
147	336,400				
148	336,800				
149	337,000				
150	337,300				
151	337,600				
152	338,000				
153	338,200				
154	338,600				
155	339,000				
156	339,400				
157	339,600				

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教及び助手の業務に従事する職員に適用する。

ロ 教育職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	212,900	259,800	389,700	464,700
2	215,300	261,200	391,200	466,600
3	217,600	262,600	392,600	468,500
4	219,900	264,000	394,000	470,400
5	222,100	265,400	395,100	472,100
6	224,400	266,700	396,500	473,800
7	226,600	268,000	398,000	475,700
8	228,800	269,300	399,400	477,500
9	231,000	270,400	400,800	479,200
10	233,200	271,500	402,200	480,800
11	235,400	272,600	403,700	482,400
12	237,600	273,800	405,200	483,900
13	239,800	275,100	406,500	485,300
14	242,000	276,800	408,000	486,600
15	244,200	278,500	409,500	488,000
16	246,400	280,200	411,000	489,300
17	248,300	281,800	412,600	490,400
18	250,100	283,900	414,100	491,000
19	251,800	286,200	415,600	491,600
20	253,500	288,500	417,000	492,300
21	255,100	290,500	418,400	492,900
22	256,400	292,700	419,800	
23	257,700	294,900	421,200	
24	258,900	297,000	422,400	
25	260,100	299,000	423,700	
26	261,300	300,900	425,100	
27	262,500	302,800	426,500	
28	263,700	304,600	427,900	
29	264,900	306,300	429,100	
30	265,900	308,200	430,600	
31	267,000	310,000	432,100	
32	268,000	311,700	433,600	
33	269,100	313,300	435,000	
34	270,200	315,200	436,700	
35	271,400	317,000	438,400	
36	272,700	318,700	440,000	
37	273,900	320,200	441,400	
38	275,000	321,900	443,000	
39	276,200	323,700	444,600	
40	277,300	325,400	446,200	

41	278,500	326,800	447,800
42	279,500	328,700	449,300
43	280,500	330,500	450,500
44	281,400	332,200	451,700
45	282,000	333,800	452,800
46	282,800	335,700	454,200
47	283,600	337,400	455,600
48	284,400	339,100	456,900
49	285,200	340,800	457,800
50	286,000	342,600	459,100
51	286,700	344,300	460,300
52	287,500	346,000	461,500
53	288,300	347,600	462,500
54	289,100	348,900	463,700
55	289,800	350,200	464,900
56	290,600	351,500	466,100
57	291,200	352,900	467,300
58	291,800	354,500	467,800
59	292,600	356,000	468,200
60	293,400	357,600	468,600
61	294,200	358,900	469,300
62	294,800	360,500	
63	295,600	362,100	
64	296,200	363,500	
65	297,200	365,000	
66	298,000	366,600	
67	298,700	368,200	
68	299,400	369,700	
69	300,000	371,200	
70	300,600	372,800	
71	301,200	374,300	
72	301,800	375,800	
73	302,700	377,400	
74	303,400	379,000	
75	304,100	380,600	
76	304,600	382,100	
77	305,200	383,500	
78	305,900	384,900	
79	306,700	386,300	
80	307,400	387,600	
81	307,700	388,800	
82	308,400	390,300	

83	309,200	391,700		
84	310,000	393,100		
85	310,300	394,200		
86	311,200	395,600		
87	311,900	396,900		
88	312,500	398,200		
89	313,100	399,300		
90	313,900	400,600		
91	314,700	401,700		
92	315,500	402,900		
93	316,100	403,800		
94	316,800	405,100		
95	317,500	406,400		
96	318,200	407,700		
97	319,000	409,000		
98	319,700	410,000		
99	320,500	411,000		
100	321,200	412,000		
101	322,000	412,700		
102	322,800	413,700		
103	323,700	414,800		
104	324,500	415,900		
105	325,100	416,900		
106	325,800	417,700		
107	326,600	418,500		
108	327,300	419,300		
109	328,100	420,100		
110	328,300	420,900		
111	328,700	421,700		
112	329,300	422,500		
113	329,800	423,400		
114	330,300	424,100		
115	330,800	424,800		
116	331,300	425,500		
117	331,600	425,900		
118	332,100	426,500		
119	332,500	426,900		
120	333,000	427,300		
121	333,300	427,500		
122	333,900	427,800		
123	334,400	428,100		
124	334,900	428,300		

125	335,300	428,500		
126	335,600	428,800		
127	335,900	429,100		
128	336,100	429,300		
129	336,300	429,500		
130	336,600	429,800		
131	336,900	430,100		
132	337,100	430,300		
133	337,300	430,500		
134	337,500	430,800		
135	337,700	431,100		
136	338,100	431,300		
137	338,300	431,500		
138	338,500	431,800		
139	338,800	432,100		
140	339,100	432,300		
141	339,300	432,500		
142	339,500	432,800		
143	339,800	433,100		
144	340,000	433,300		
145	340,300	433,500		
146	340,500			
147	340,700			
148	340,900			
149	341,300			
150	341,500			
151	341,700			
152	342,000			
153	342,300			

備考1 この表は、校長、副校長、主幹教諭、教諭及び養護教諭の業務に従事する職員に適用する。

備考2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で副校長の職務にあるものの俸給月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 医療職俸給表（第11条第3号関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
37	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
38	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
39	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400
40							

	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
41	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
42	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
43	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	
44							
	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	
45	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500	
46	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000	
47	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400	
48							
	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000	
49	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500	
50	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900	
51	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400	
52							
	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900	
53	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300	
54	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600	
55	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900	
56							
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300	
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600		
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300		
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900		
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500		
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100		
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800		
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400		
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100		
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600		
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200		
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700		
69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100		
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700		
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100		
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400		
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700		
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200		
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600		
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900		
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200		
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700		
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200		
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600		
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900		
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300		

83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600
86	295,800	322,600	360,600	379,900	
87	296,300	323,600	361,400	380,500	
88	296,800	324,600	362,200	381,000	
89	297,200	325,500	362,800	381,300	
90	297,700	326,500	363,400	381,800	
91	298,200	327,500	364,000	382,100	
92	298,700	328,500	364,600	382,400	
93	299,200	329,300	365,000	383,000	
94	299,600	330,000	365,400	383,500	
95	300,100	330,700	365,900	384,000	
96	300,700	331,300	366,300	384,500	
97	301,300	331,800	366,800	385,100	
98	301,800	332,100	367,200	385,600	
99	302,300	332,600	367,700	386,100	
100	302,800	333,200	368,100	386,500	
101	303,200	333,600	368,400	387,100	
102	303,700	334,100	368,900	387,600	
103	304,100	334,700	369,200	388,100	
104	304,500	335,200	369,500	388,600	
105	304,900	335,600	369,900	389,200	
106	305,300	336,100	370,400	389,600	
107	305,700	336,600	370,900	390,100	
108	306,000	337,100	371,400	390,600	
109	306,200	337,500	371,900	391,200	
110	306,500	337,800	372,400		
111	306,700	338,100	372,900		
112	307,000	338,400	373,300		
113	307,300	338,700	373,700		
114	307,500	339,100	374,100		
115	307,800	339,400	374,600		
116	308,000	339,700	375,100		
117	308,300	339,900	375,500		
118	308,500	340,200	376,000		
119	308,800	340,500	376,500		
120	309,100	340,700	377,000		
121	309,400	340,900	377,300		
122	309,700	341,200			
123	310,000	341,500			
124	310,300	341,800			

125	310,500	342,000				
126	310,700	342,300				
127	311,000	342,600				
128	311,400	342,800				
129	311,600	343,000				
130	311,900	343,200				
131	312,200	343,500				
132	312,600	343,700				
133	312,800	344,000				
134	313,100	344,400				
135	313,400	344,800				
136	313,700	345,200				
137	313,900	345,500				
138	314,200	345,900				
139	314,500	346,300				
140	314,800	346,700				
141	315,000	347,000				
142	315,300	347,400				
143	315,700	347,700				
144	316,000	348,100				
145	316,200	348,400				
146	316,400	348,800				
147	316,700	349,200				
148	317,000	349,600				
149	317,200	349,900				
150	317,400	350,300				
151	317,700	350,700				
152	318,000	351,100				
153	318,400	351,400				
154	318,600					
155	318,800					
156	319,100					
157	319,400					
158	319,700					
159	320,000					
160	320,300					
161	320,700					
162	321,000					
163	321,300					
164	321,600					
165	322,000					
166	322,300					
167	322,600					

168	322,900						
169	323,300						

備考 この表は、看護師、准看護師の業務に従事する職員に適用する。

別表第4 指定職俸給表（第11条第4号関係）

号俸	俸給月額
	円
1	736,000
2	794,000
3	852,000
4	933,000
5	1,006,000
6	1,078,000
7	1,153,000
8	1,224,000

備考 この表は、学長が別に定める職員に適用する。

別表第6 (第38条関係)

号俸	職務の級	1級	2級	3級	4級
		円	円	円	円
1		5,000	6,300	12,800	17,100
2		5,000	6,300	12,800	17,100
3		5,000	6,300	12,800	17,100
4		5,000	6,300	12,800	17,100
5		5,200	6,600	13,200	17,500
6		5,200	6,600	13,200	17,500
7		5,200	6,600	13,200	17,500
8		5,200	6,600	13,200	17,500
9		5,400	7,000	13,600	17,900
10		5,400	7,000	13,600	17,900
11		5,400	7,000	13,600	17,900
12		5,400	7,000	13,600	17,900
13		5,600	7,300	14,000	18,300
14		5,600	7,300	14,000	18,300
15		5,600	7,300	14,000	18,300
16		5,600	7,300	14,000	18,300
17		5,900	7,600	14,400	18,700
18		5,900	7,600	14,400	18,700
19		5,900	7,600	14,400	18,700
20		5,900	7,600	14,400	18,700
21		6,200	7,900	14,800	19,000
22		6,200	7,900	14,800	19,000
23		6,200	7,900	14,800	19,000
24		6,200	7,900	14,800	19,000
25		6,500	8,300	15,100	19,400
26		6,500	8,300	15,100	19,400
27		6,500	8,300	15,100	19,400
28		6,500	8,300	15,100	19,400
29		6,800	8,900	15,500	19,600
30		6,800	8,900	15,500	19,600
31		6,800	8,900	15,500	19,600
32		6,800	8,900	15,500	19,600
33		7,100	9,300	15,900	19,900
34		7,100	9,300	15,900	19,900
35		7,100	9,300	15,900	19,900
36		7,100	9,300	15,900	19,900
37		7,400	9,700	16,300	20,200
38		7,400	9,700	16,300	
39		7,400	9,700	16,300	
40		7,400	9,700	16,300	
41		7,700	10,500	16,700	
42		7,700	10,500	16,700	
43		7,700	10,500	16,700	
44		7,700	10,500	16,700	
45		8,000	10,900	17,100	
46		8,000	10,900	17,100	
47		8,000	10,900	17,100	
48		8,000	10,900	17,100	

49	8,300	11,300	17,400
50	8,300	11,300	17,400
51	8,300	11,300	17,400
52	8,300	11,300	17,400
53	8,600	12,100	17,700
54	8,600	12,100	17,700
55	8,600	12,100	17,700
56	8,600	12,100	17,700
57	8,800	12,500	18,000
58	8,800	12,500	18,000
59	8,800	12,500	18,000
60	8,800	12,500	18,000
61	9,100	12,900	18,300
62	9,100	12,900	18,300
63	9,100	12,900	18,300
64	9,100	12,900	18,300
65	9,400	13,300	18,500
66	9,400	13,300	18,500
67	9,400	13,300	18,500
68	9,400	13,300	18,500
69	9,700	13,700	18,700
70	9,700	13,700	18,700
71	9,700	13,700	18,700
72	9,700	13,700	18,700
73	9,900	14,000	18,900
74	9,900	14,000	18,900
75	9,900	14,000	18,900
76	9,900	14,000	18,900
77	10,200	14,400	19,100
78	10,200	14,400	
79	10,200	14,400	
80	10,200	14,400	
81	10,400	14,700	
82	10,400	14,700	
83	10,400	14,700	
84	10,400	14,700	
85	10,600	15,000	
86	10,600	15,000	
87	10,600	15,000	
88	10,600	15,000	
89	10,800	15,400	
90	10,800	15,400	
91	10,800	15,400	
92	10,800	15,400	
93	11,000	15,700	
94	11,000	15,700	
95	11,000	15,700	
96	11,000	15,700	
97	11,200	16,000	
98	11,200	16,000	
99	11,200	16,000	
100	11,200	16,000	
101	11,400	16,300	

102	11,400	16,300		
103	11,400	16,300		
104	11,400	16,300		
105	11,500	16,500		
106	11,500	16,500		
107	11,500	16,500		
108	11,500	16,500		
109	11,600	16,800		
110	11,600	16,800		
111	11,600	16,800		
112	11,600	16,800		
113	11,700	17,000		
114	11,700	17,000		
115	11,700	17,000		
116	11,700	17,000		
117	11,900	17,200		
118	11,900	17,200		
119	11,900	17,200		
120	11,900	17,200		
121	12,000	17,400		
122	12,000	17,400		
123	12,000	17,400		
124	12,000	17,400		
125	12,100	17,600		
126	12,100	17,600		
127	12,100	17,600		
128	12,100	17,600		
129	12,300	17,600		
130	12,300	17,600		
131	12,300	17,600		
132	12,300	17,600		
133	12,400	17,600		
134	12,400	17,600		
135	12,400	17,600		
136	12,400	17,600		
137	12,500	17,600		
138	12,500			
139	12,500			
140	12,500			
141	12,600			
142	12,600			
143	12,600			
144	12,600			
145	12,800			
146	12,800			
147	12,800			
148	12,800			
149	12,900			
150	12,900			
151	12,900			
152	12,900			
153	13,000			

別表第7（第17条関係）

昇給区分		A	B	C	D	E
令和8年1月～	特定職員	2	1	0	0	0
	55歳以上	2	1	0	0	0
	一般職員	8以上	6	4	2	0
	55歳以上	2以上	1	0	0	0
平成28年1月～	特定職員	8以上	6	3	2	0
	一般職員	8以上	6	4	2	0
	55歳以上	2以上	1	0	0	0
平成27年1月	特定職員	7以上	5	2	1	0
	一般職員	7以上	5	3	1	0
	55歳以上	1以上	0	0	0	0

備考1 一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの、教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの及び医療職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものを特定職員とする。

備考2 一般職俸給表（二）の適用を受ける職員は、「55歳以上」を「57歳以上」とする。

備考3 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号俸数は、別表第7の規定する号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。